

飼養衛生管理基準 自己点検結果および消毒報告様式

※ 太枠内をご記入ください

滋賀県家畜保健衛生所 あて

下記項目について農場の状況を自己点検し、その結果を報告します。

5月分

農場名

点検日

点検者

飼養衛生
管理基準
の項目

内容

○：実施
×：未実施13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
(区域専用の手袋の着用も可)14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用
(上から衛生的な衣服の着用、ブーツカバーを使用も可)

15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

20 家さん舎に立ち入る者の手指消毒等
(家さん舎専用の手袋の着用も可)21 家さん舎ごとの専用の靴の設置・使用
(家さん舎が屋根や壁のある通路で連絡している場合や十分に消毒された上を消毒された靴で移動する場合は同じ家さん舎用の靴で可)24 野生動物の侵入防止のためのネット等の
設置・点検・修繕
(家さん舎、飼料保管庫、たい肥舎等に防鳥ネット(概ね網目2cm以下)を設置。破損個所があれば修繕。)26 ねずみ・害虫の駆除
(殺鼠剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等の設置。家さん舎の屋根や壁面に破損があれば修繕すること)

消毒

消石灰等の消毒薬の飼養施設内(家さん舎周辺および施設外縁部)への継続的な散布

報告期限： 2025年5月9日(金)

※ 報告は今月までですが、継続的な衛生管理をお願いします。

報告先： メール ge37@pref.shiga.lg.jp

FAX(本所) 0748-37-4821

(北西部支所) 0740-22-6681